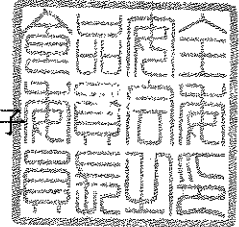




府食第703号
平成21年7月23日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成21年7月17日付け厚生労働省発食安0717第5号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

なお、特定保健用食品の許可後の安全性に係る監視・指導については、引き続き厚生労働省において実施されることから、許可を行う消費者庁と十分に連携し適切に実施願います。

記

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、以下の場合には、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

消費者庁の設置により、特定保健用食品の審査及び許可が厚生労働省から消費者庁に移管されることに伴い、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項第4款の特定保健用食品の規定について削除する場合